

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に規定する手操第三種漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
貝けた網漁業（愛知県漁業調整規則第 15 条第 2 項の規定に基づく短期許可の漁業（水流噴射式けた網を使用する漁業に限る。））	許可証に記載した第 1 種共同漁業権区域	許可証に記載した漁業時期	260 キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は 5 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数 ただし、第 2 号の貝けた網漁業の許可を受け、かつ、常滑市苅屋町と同大谷町の境界海岸基標No.14 から 263 度 29 分の線以北の第 1 種共同漁業権の行使資格を有する者にあつては、船舶総トン数は 15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数

* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260 キロワット」とあるのは、「60 馬力」と読み替える。